



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 1

公布された条例のあらまし

- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 観光地形成促進地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、その期限を2年延長することとした。（第3条から第9条まで及び第11条関係）
- 2 その他所要改正を行うこととした。（第12条関係）
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第28号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条から第9条までの規定及び第11条中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第12条第1項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
--	--